

どいかにめんどうさい!

大迷惑!!

電子帳簿保存法



大変!!
2024年1月から
電子帳簿保存法のせいで
余計な仕事が増えるよ!!

え俺には
関係ないっしょ

イヤイヤ
事業規模は関係なく
電子取引を行なっている
事業者が対象よ

企業 個人

だから、
電子取引なんて
したことないよ
仮想通貨のこと?

え? 電子取引って
こういうのよ

クレジットカード
suicaなどの利用明細

Amazon
ネット販売の
請求書・領収書

取引先からメール添付
された請求書など

スマホアプリでの
決済情報

サイトのみで表示される
領収書データ
(ネットバンキングなど)

じゃあ俺も
対象じゃん!

わしゃネットを
使わんから
対象外じゃな

実店舗のみ

Pay Pay

ビットコイン

申告に必要な書類	電子化の定義	2024年1月からの対応
①決算書・帳簿等	紙→電子データ	・従来通り紙でOK ・電子化は任意 (紙でやりとりしたものを無理に データ化する必要はない)
・請求書 ・領収書 ・レシート等	②紙 紙→スキャナ	
	③電子取引 電子データ保存 (PDF等) (紙保存不要)	・データ保存が義務化 ・データ保存に関するルールが新設 ・条件付きで紙でもOK

2024年1月から

◆電子データとして保存
◆いつでもダウンロード
できるように保管

PDF JPS CSV

USB

今まで

請求書を
紙に印刷する

紙で保管

電子帳簿保存法の改正で
電子取引の処理方法が変わる!

書類の
保存方法が
変わっちゃう

赤枠部分が
変更箇所よ

これまで電子取引は
紙保存するだけで
よかったけど
データ保存が義務化
されるの

電子取引データを保存するだけでなく、3つのルールも守らないといけないの

電子取引データ保存に関する

3つのルール

1. 検索機能の確保
2. 改ざん防止措置
3. パソコンやプリンターの準備



1. 検索機能

取引検索 Q

日付 2022/1/31 ~ 2022/5/31

取引先 X X 商事

金額 100,000 ~ 300,000

検索

「日付・取引先・取引金額」で検索できるように

エクセルや専用ソフトでの管理が必要よ



3つのうちいずれか1つを満たさなければならない

2. 改ざん防止措置

タイムスタンプ
(電子版の消印)



訂正削除履歴を残す、訂正削除できないシステム構築



事務処理規程を作成



一番手軽なのは事務処理規程の作成ね



3. パソコンとプリンターの準備



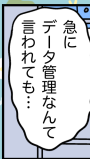
検索機能なんて大手くらいしか準備できないんじゃない？
ウチはムリ！



ていうか今まで通り紙で管理したいよ



急にデータ管理なんて言われても…



データ保存のルールが厳しすぎて対応できないという声に押されてルールを免除する救済措置ができたの

2024年から開始
電子取引のデータ保存に関する3つのルール
(それまでに準備しなければならないこと)

①検索機能の確保

②改ざん防止措置

③パソコンやプリンターの準備

A 原則 (ハードルが高く、 対応の困難)	B 救済措置の対象となる事業者		C
	検索機能を 準備するのが難しい 全ての事業者	電子帳簿保存法に 対応できない 相当の理由がある 事業者	
○	×	×	
○	○	×	
○	○	×	

○：準備する x：準備できない(免除される)

ルール免除の条件

- ① 電子取引のデータをパソコンやUSBメモリなどに保存し、税務調査時にデータのダウンロードを求められたら応じる
- ② 電子取引内容を紙に印刷して整理する

「対応できない」
に
なる理由って
なに？



「相当の理由」として認められる例



システムや社内整備に手が回らない



資金繰り、人手不足で対応できない

「相当の理由」として認めるかは不確定だけどね…

「相当の理由」の手続申請は不要か！これなら俺も認められそう！

税務署が

「相当の理由」として

認めるかは不確定

だけどね…

「相当の理由」として認められない例



できるのにやらない



経営者の一存でやらない



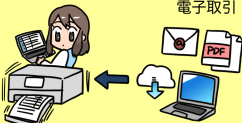
提出が必要な紙データを捨てた

※令和5年6月 国税庁発行 一問一答より

救済措置の対象となる事業者(B・C)向けまとめコーナー

従来通り

電子取引



電子取引情報を印刷した紙を準備
・メール等で受け取った取引情報
・ダウンロードした取引情報

2024年
1月から



せめて月別フォルダで管理するか

税務署にデータ提示を求められたときのためパソコンやクラウドなどにデータを保存!!(保存期間7年)

電子取引を行なった時点で2024年1月からはデータの保存が必須なんだな



税務調査で提示を求められたら渡せるようにしないとね
実際あるかは分からないけど
なまへてまはないほしい

二重計上しそつだし置き場がなあ



DX!
今後電子化は推進されるはずだから紙資料を減らす準備はしないとね



注意：検索機能などのルールは免除されるがデータ保存自体は免除されない

意外と古い! ざっくり解説

電子帳簿保存法改正の歴史

1998年(平成10年)
ペーパーレス化社会に対応し
帳簿書類の保存負担軽減の
ため制定



2021年(令和3年)
電子取引のデータ保存を
義務化する改正



2023年末
までに
準備してね

電子取引の
紙保存は禁止する
のでよろしく!



2022年(令和4年)
対応が困難という
反対意見に押され
条件がゆるくなる



反対!! NO



※ただしデータ保存は義務化のまま

2023年(令和5年)
無駄な事務負担と経費負担が激増

10月消費税に関する法律
インボイス制度



12月末
電子帳簿保存法
猶予終了
増やしちゃって
誰得?
余計な仕事



受取側の義務

発行側の義務



消費税調査で
書類を探す手間が
省けたよ

消費税、申告、納税
全てデジタル化すれば
税を取りやすいぜ

